

2006.9.28 【飲酒事故運転手に3億円賠償判決！】

2001年に飲酒運転事故の被害者になり意識不明となった、元郵便局員（42歳）の家族が、酒酔い運転手（34歳）を訴えていた裁判で、27日、千葉地裁佐倉支部は介護費用、慰謝料、逸失利益など約3億円の支払い命令を出した。交通事故の訴訟例では高額賠償額という。

佐倉支部裁判官によると、「酒酔い運転手が千葉県成田市の国道を走行中、酒気帯びで前方注視を怠り、国道で友人の車を誘導中の被害者に、ノーブレーキで衝突したもので、被害者には過失が相殺されない」と認定した。

（9月28日北海道新聞朝刊より抜粋）

被害者は今でも植物状態で入院中しており、両親や家族が介護している。介護費用として約1億3千4百万円が認定。全国的に酒酔い運転による死傷事故が頻発しており、現在罰金など刑罰の量刑が軽過ぎるという、批判の声が相次いでいる。全く罪のない人が、一瞬にして「死亡」したり「植物人間状態」になる悲惨な事実、絶対「飲んだら乗るな」という、ドライバー意識を「すべての運転者」は自覚してほしい。